

避難路沿道建築物 の耐震化を支援します！

避難路沿道建築物とは…

市町村が耐震改修促進計画で指定した路線の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工して建築された一定の高さ以上の建築物をいいます。

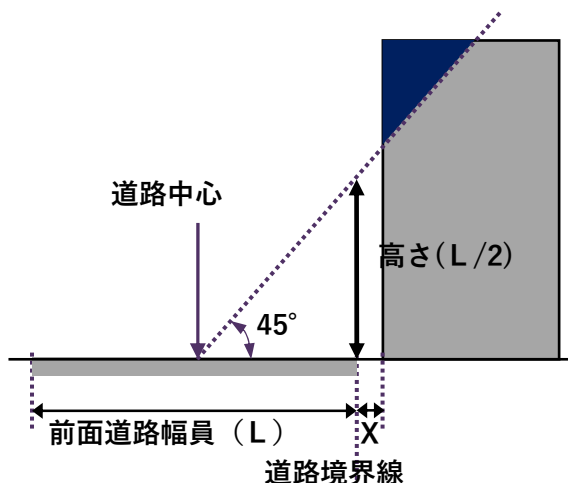
避難路沿道建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物は、地震時の倒壊により道路の通行を妨げる恐れがあるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震改修等を行うよう努力義務が課せられております。

県と市町村で協力して、**補助制度**を設け支援しています。

補助制度を活用して、避難路沿道建築物の耐震化にご協力をお願いします。

※補助制度の詳細は裏面をご覧ください。

補助対象となる建築物 (義務化対象建築物)



次のいずれにも該当する建築物です。

- 1 市町村が指定した重要な避難路に面するもの
- 2 昭和56年5月31日以前に着工して建築されたもの
- 3 大規模地震により倒壊し、道路の過半を閉塞するおそれのある建築物（左図参照）

< 前面道路幅員が12mを超える場合 >
道路境界からX離れた地点の高さが
(L/2 + X) を超える建築物

< 前面道路幅員が12m以下の場合 >
道路境界からX離れた地点の高さが
(6m + X) を超える建築物

補助限度額 補助率

耐震設計 建替設計

限度額

「以下の算定による額」または「実際に要する費用」の低い額

①耐震改修の設計費

1,000㎡以内の部分は2,100円/㎡

1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

②建替えの設計費

住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領による
設計率を改修工事費相当分に乘じて算出



補助限度額以内であれば、

5/6 補助

耐震改修工事 建替工事 除却工事

限度額

「以下の算定による額」または「実際に要する費用」の低い額

①改修工事に要する費用

1.住宅（木造） 15,800円/㎡

2.住宅（非木造） 39,900円/㎡

3.住宅以外 57,000円/㎡

(Is値が0.3未満) 62,700円/㎡

②建替え・除却工事に要する費用

耐震改修工事費（従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする）
により算定された額を限度とする



補助限度額以内であれば、

11/15 補助

※ 補助限度額を超える部分は自己負担になります。

お問い合わせ・ 申し込み先

お住まいの市町村の建設関係窓口

補助市町村を通じて実施していますので、
詳細は、**市町村建設関係窓口**へお問合せください。

- ※ 補助事業は、市町村によって内容が異なる場合があります。
- ※ 補助を受ける場合は、着手前に市町村に申請する必要があります。
既に、実施中若しくは実施済である場合は対象外です。



山梨県 県土整備部 建築住宅課 建築防災担当

TEL: 055-223-1734